

弁明書の送付及び反論書等の提出等について

総 第 6 8 号

令和 7 年 1 月 2 7 日

宮部 龍彦 様

(審査庁)

下妻市長 菊 池 博

1 弁明書の送付について

令和 6 年 1 2 月 1 3 日にあなたから提出された、処分庁が行った令和 6 年 1 2 月 5 日付け福指令第 5 号の公文書非公開決定処分に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 2 9 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

2 反論書等の提出について

法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 3 0 条第 1 項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合や、法第 3 2 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、いずれも令和 7 年 2 月 2 8 日（金）までに提出してください。

3 口頭意見陳述の申立てについて

2 のほか、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 3 1 条第 1 項の規定により、口頭による意見陳述を希望される場合には、「口頭意見陳述申立書」及び「補佐人帯同許可申請書」（補佐人の帯同を御希望の場合のみ）に御記入の上、令和 7 年 2 月 2 8 日（金）までに提出してください。ただし、あなたの所在その他の事情により当該機会を与えることが困難な場合もありますことを御承知おきください。

問合せ先

下妻市役所総務部総務課

文書法制係（内線 3221）

電話 0 2 9 6 - 4 3 - 2 1 1 1

口頭意見陳述申立書

年 月 日

(審査庁)

下妻市長 様

(審査請求人)

行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定
により、下記のとおり口頭による意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求の件名

2 審査請求年月日

年 月 日

3 口頭による意見陳述を希望する日時

年 月 日から同年 月 日までの間

時から 時の間

補佐人帯同許可申請書

年 月 日

(審査庁)

下妻市長 様

(審査請求人)

下記のとおり補佐人帯同の許可を受けたいので、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第3項の規定により申請します。

記

1 審査請求の件名

2 審査請求年月日

年 月 日

3 補佐人帯同を必要とする理由

4 補佐人の住所、氏名及び職業

(住所)

(氏名)

(職業)

弁 明 書

福 第 2 7 3 号

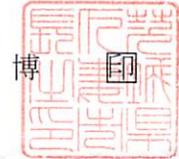
令和 7 年 1 月 2 7 日

(審査請求人)

宮部 龍彦 様

(処分庁)

下妻市長 菊 池



令和 6 年 1 2 月 5 日付け福指令第 5 号「公文書非公開決定」の処分について、審査請求人が令和 6 年 1 2 月 1 3 日付けで行政不服審査法の規定に基づき提起した審査請求に関し、次のとおり弁明します。

第 1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求は棄却されることが適当であると考えます。

第 2 処分の内容及び理由等

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

「公文書」の定義について、下妻市情報公開条例（平成 1 3 年下妻市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項は「「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。」と定め、同項第 1 号は「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と定めている。

2 処分の内容及び理由

(1) 認定した事実

審査請求人は、令和6年11月30日付けで『荊棘』部落解放愛する会茨城県連合会茨城版の、保有しているもの全てについて公開請求を行った。

(2) 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

条例第2条第2項第1号に当てはめると、『荊棘』は、部落解放愛する会茨城県連合会が発行する新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに該当する。

(3) 処分の内容

以上の認定した事実及び当てはめから、『荊棘』は条例第2条第2項第1号にいう「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当すると認められることから、公文書に該当しないことを理由に公開しないことを決定した。

第3 処分庁からの補足

処分庁は、審査請求人が主張した以下の3点について再度検討した。

(1) 審査請求人は、『荊棘』を購入するには部落解放愛する会茨城県連合会本部を直接訪れる必要があり、また、購入場所である部落解放愛する会茨城県連合会本部の佇まい等の状況から、不特定多数が購入できるとも言い難い、と主張している。しかし、『荊棘』は事務所を訪問すれば購入可能となっており、また、事務所は一般的な建物であり門扉等で閉鎖しているわけではないため、『荊棘』は一般に入手できるものとする。

(2) 審査請求人は、『荊棘』の最新号以外は販売できないと主張している。しかし、このことは『荊棘』の発行元である部落解放愛する会茨城県連合会の考えであり、処分庁の判断に影響しないものとする。

(3) 審査請求人は、『荊棘』が国立国会図書館への納本がされておらず、今後もしないと主張している。また、『荊棘』は、下妻市立図書館等茨城県下の公立図書館でも所蔵が確認されていないと主張している。しかし、これらのことは公文書の公開請求とは別の事項であり、処分庁の判断に影響しないものとする。

以上の結果、処分庁が『荊棘』は条例第2条第2項第1号に該当するものと判断して行った令和6年12月5日付け福指令第5号の公文書非公開決定は妥当である、という結論に至った。

第4 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102号

宮部 龍彦 様



下妻市

総務課 扱



市HP

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目13番地

TEL 0296-43-2111 (代) FAX 0296- -

下妻市

検索

<https://www.city.shimotsuma.lg.jp>

令和7年 / 月 27日



